

資料 1 指定管理者制度の対象となる市の直営施設

部 局	施 設 名
環境経済部	都市公園（彩湖・道満グリーンパーク外 84 公園除く）
健康福祉部	福祉センター 福祉保健センター
こども健やか部	保育園 学童保育室
都市整備部	市営住宅
市民医療センター	診療部門
教育委員会	公民館 郷土博物館
水安全部	浄水場等 下水ポンプ場等